

総務省行政評価局からの「検査・調査等業務従事者の身分確認に関する調査結果に基づく勧告」の内容を踏まえ、次に掲げる立入検査に係る身分証明書について、顔写真の貼付、職員の生年月日の記載等を行うこととする。

立入検査に係る身分証明書の種類	講じる措置の内容
温泉法施行規則（昭和 23 年厚生省令第 35 号）様式第 3 及び第 4	・職員の生年月日の記載。
自然公園法施行規則（昭和 32 年厚生省令第 41 号）様式第 1 ～ 第 6	・顔写真の貼付。 ・職員の生年月日の記載。
水質汚濁防止法施行規則（昭和 46 年総理府・通商産業省令第 2 号）様式第 11	・顔写真の貼付。
大気汚染防止法施行規則（昭和 46 年厚生省・通商産業省令第 1 号）様式第 8	・顔写真の貼付。 ・有効期限の記載。
騒音規制法施行規則（昭和 46 年厚生省・農林省・通商産業省・運輸省・建設省令第 1 号）様式第 11	・顔写真の貼付。 ・管理番号及び有効期限の記載。
悪臭防止法施行規則（昭和 47 年総理府令第 39 号）様式第 13 及び第 14	・顔写真の貼付。 ・有効期限の記載。
公害健康被害の補償等に関する法律施行規則（昭和 48 年総理府令第 60 号）様式第 2 号	・顔写真の貼付。
自然環境保全法施行規則（昭和 48 年総理府令第 62 号）様式第 1 ～ 第 3	・職員の生年月日の記載。
公害健康被害の補償等に関する法律施行規程（昭和 49 年総理府・通商産業省令第 4 号）様式第 4 号	・顔写真の貼付。
振動規制法施行規則（昭和 51 年総理府令第 58 号）様式第 11	・顔写真の貼付。 ・管理番号及び有効期限の記載。
環境省関係浄化槽法施行規則（昭和 59 年厚生省令第 17 号）様式第 8 号	・顔写真の貼付。 ・職員の生年月日の記載。
湖沼水質保全特別措置法施行規則（昭和 60 年総理府令第 7 号）様式第 7 及び第 8	・顔写真の貼付。 ・管理番号の記載（第 8 のみ）。
絶滅のおそれのある野生動植物の種の保存に関する法律施行規則（平成 5 年総理府令第 9 号）様式第 3 及び第 5 ～ 第 8	・職員の生年月日の記載。
特定国内種事業に係る届出等に関する省令（平成 5 年総理府・農林水産省令第 1 号）別記様式 1	・職員の生年月日の記載。
絶滅のおそれのある野生動植物の種の保存に関する法律第 52 条の規定による負担金の徴収方法等に関する省令（平成 5 年総理府・通商産業省令第 1 号）別記様式 2	・職員の生年月日の記載。
特定国際種事業に係る届出等に関する省令（平成 7 年総理府・通商産業省令第 2 号）様式第 1 及び第 4 2	・職員の生年月日の記載。
特定水道利水障害の防止のための水道水源水域の水質の保全に関する特別措置法施行規則（平成 6 年総理府令第 25 号）様式第 11	・顔写真の貼付。
南極地域の環境の保護に関する法律施行規則（平成 9 年総理府令第 53 号）様式第 4	・有効期限の記載。 ・職員の生年月日の記載。

ダイオキシン類対策特別措置法施行規則（平成 11 年総理府令第 67 号）様式第 8	・顔写真の貼付。
動物の愛護及び管理に関する法律施行規則（平成 12 年総理府令第 117 号）様式第 12 及び第 21	・顔写真の貼付。 ・職員の生年月日の記載。
土壌汚染対策法施行規則（平成 14 年環境省令第 29 号）様式第 7	・顔写真の貼付。
土壌汚染対策法に基づく指定調査機関及び指定支援法人に関する省令（平成 14 年環境省令第 23 号）様式第 3	・顔写真の貼付。
遺伝子組換え生物等の使用等の規制による生物の多様性の確保に関する法律施行規則（平成 15 年財務省・文部科学省・厚生労働省・農林水産省・経済産業省・環境省令第 1 号）様式第 10 及び第 15 3	・職員の生年月日の記載。
日本環境安全事業株式会社法施行規則（平成 16 年環境省令第 12 号）別記様式	・職員の所属部局の記載。
特定外来生物による生態系等に係る被害の防止に関する法律施行規則（平成 17 年農林水産省・環境省令第 2 号）様式第 2 ～ 第 4 1	・職員の生年月日の記載。

1 農林水産省との共管省令

2 経済産業省との共管省令

3 財務省、文部科学省、厚生労働省、農林水産省及び経済産業省との共管省令